

設 計	審 査	審 査	課長補佐	予算照合	担当課長	課 長
-----	-----	-----	------	------	------	-----

委 託 設 計 書

金 抜 き

事業年度	令和 7 年度	設 計 年 月	令和 7 年 4 月
事業種別	市単独事業		
支出科目	款 建設緑政費	項 公園費	目 公園緑地施設費 節 事業実施委託料
履行場所	川崎市内		
委託名	等々力緑地再編整備・運営等事業に係る物価高騰影響調査・検討業務委託 工—事		
工期	日間	令和 8 年 3 月 31 日 限り	
設計説明	<p>工事に係る基本的な積算条件、積算金額等を調査し、等々力緑地再編整備事業者より提示される設計図書との照合、本市と事業者の協議支援及び本市が行う関係部署・専門家ヒアリング支援を行うことを目的とする。</p>		
委託概要	<p>積算条件等調査・照合業務、単価調査・積算業務、協議支援業務、ヒアリングの支援業務 …… 一式</p>		

川 崎 市 建 設 緑 政 局 富 士 見 ・ 等 々 力 再 編 整 備 室

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る
物価高騰影響調査・検討業務委託特記仕様書

1 件名

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る物価高騰影響調査・検討業務委託

2 業務目的

令和5年度から本市で進めている等々力緑地再編整備・運営等事業（以下、「本事業」という。）の整備業務において、建設物価の高騰による工事費の増額が課題となっている。

本委託は、工事に係る基本的な積算条件、積算金額等を調査し、再編整備事業者（以下、「事業者」という。）より提示される設計図書との照合、本市と事業者の協議支援及び本市が行う関係部署・専門家ヒアリング支援を行うことを目的とする。

3 履行場所

川崎市内

4 期間

契約日から令和8年3月31日 まで

5 業務内容

(1) 積算条件・数量・項目の調査及び照合業務

ア 本事業で事業者がとりまとめる実施設計図書（別紙1参照）を基に官積算の根拠となる数量計算書を作成する。なお、ここで作成する計算書は事業者作成の計算書と照合するための、基本的な数量・項目を調査することを目的とする。

イ アを基に、事業者が算出した数量・項目と照合を行う。

ウ イの結果、事業者算出の積算条件・数量・項目に差が生じた場合、必要に応じ理由を整理し、差が生じる根拠資料を作成すること。

(2) 積算単価調査・積算業務

ア (1)で照合した数量を基に、標準積算基準書等により官積算金額の算出を行う。

イ 積算に使用する単価については、3社見積や建設物価等の資料により、官積算の根拠となりうるものを調査・明示し、使用する根拠を整理する。

(3) 協議支援業務

ア (2)で算出した官積算金額を基に事業者算出の積算金額と照合を行う。

イ (3)アの結果、官積算金額と事業者算出の積算金額に差が生じた場合、必要に応じ理由を整理し、差が生じる根拠資料を作成すること。なお、官積算額を修正する場合はその理由と根拠を資料としてまとめること。

(4) ヒアリングの支援業務

ア (1)(2)(3)の結果を基に、本市が行う専門家ヒアリングに使用する資料を作成する。

イ ヒアリング結果を踏まえ、妥当性を検討した資料を作成すること。必要に応じて数量、金額等の修正を行うこと。

ウ 必要に応じて、関係部署・専門家ヒアリング（2回程度）へ同席するものとする。

(5) 積算内訳書及び報告書の作成

積算内訳書及び報告書は、紙で1部及びCD-R等（電子データ）で電子納品特記仕様書（委託）に基づき2部提出すること。

ア 積算内訳書

イ 各種検討資料（打合せ議事録を含む）

ウ 報告書

5 業務スケジュール

別紙2を参照すること

6 打合せ等

本業務に係る打合せ協議は、下記を標準として実施する。中間打合せの日程は、監督員との協議によるものとするが、進捗状況報告等の確認は適宜行う。また、打合せ後にはその都度議事録を作成し、監督員に提出し確認を得ること。また、監督員より提出を指示された書類は、遅滞なく提出すること。

なお、打合せには、技師Bが出席することを想定している。

(1) 業務着手時

(2) 中間打合せ4回

(3) 成果物納入時

7 貸与資料

受託者は、本業務の実施に当り、必要に応じて関係資料を貸与できるものとする。

受託者は、貸与された資料を、許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却すること。

(1) 設計図書

(2) その他必要資料

8 その他

(1) 受託者は契約締結後速やかに本市監督員と十分な打合せを行い、業務着手届、業務委託代理人・技術者届、工程表並びに実施計画書を提出すること。

(2) 本業務に必要な資材・機材及び消耗品は、受託者において準備するものとする。

(3) 受託者は、本業務を実施するにあたり発注者の保有する施設、設備等を使用する必要がある場合、予め発注者と協議の上、無償で使用することができるものとする。

(4) 受託者は、本業務を実施するにあたり発注者の保有する施設、設備等を使用する必要がある場合、作業を実施するにあたっては、一般利用や施設の管理業務に支障がでないよう、予め指定管理者と日程の調整を行ったうえ実施すること。

- (5) その他、業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、指示に従うこと。
- (7) 受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を川崎市の許可なしに、他の目的に利用してはならない。
- (8) 本業務で得られた成果品は全て川崎市の所有とし、許可なしに他に公表、貸与、使用をしてはならない。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたって、係員と十分打合せを行うものとし、本仕様書に記載無き事項及び仕様書の内容に疑義が生じた場合、または改善の必要性が認められた場合には、係員と協議するものとする。
- (10) 受託者は、照合、積算にあたり疑義が生じた場合には、事業者と十分に打合せを行うものとする。
- (11) 本業務で使用する標準積算基準書、積算ソフト等については、受託者の提案により、市と協議により定めるものとする。
- (12) 受託者は、別紙2を参照の上、事業者の工事着手に合わせた業務スケジュールの提案を行うものとする。
- (13) 受託者は、効果的な事業者協議支援の提案を行うものとする。
- (14) 受託者は、本業務の実施体制の提案を行うものとする。

別紙1

1 再整備する施設（ ：本委託で積算を行う施設）

- ・ 球技専用スタジアム（現等々力陸上競技場サイド・バックスタンド）
- ・（新）等々力陸上競技場（等々力補助競技場）
- ・ 釣池（栈橋、管理棟 等含む）
- ・ 子どもの遊び場
- ・ 催し物広場
- ・ テニスコート（クラブハウス含む）
- ・ 第1、第2サッカー場（更衣室含む）
- ・ ふるさとの森
- ・ 四季園、21世紀の森、桜の園
- ・ 駐車場（南駐車場を除く）
- ・ 運動広場・多目的広場
- ・（新）とどろきアリーナ（現とどろきアリーナ）
- ・ スポーツセンター（現とどろきアリーナ）
- ・ バスロータリー
- ・ トイレ
- ・ 駐輪場
- ・ 園路
- ・ 植栽
- ・ その他公園施設（四阿、ベンチ、水飲み場、案内板、公園灯、時計 等）

2 新設する施設

- ・ 芝生広場
- ・ 中央広場
- ・ プール
- ・ ストリートスポーツ広場（スケートボード、バスケットゴール 等）
- ・ 屋内遊戯施設
- ・ 多摩川との連絡路等
- ・ ランニングコース
- ・ 魅力ある園路（カナルと並木）
- ・ ビジターセンター
- ・ 情報通信設備（施設管理用カメラ、Wi-Fi、放送設備 等）
- ・ 外周園路

※施設の参考図面等については、以下のアドレスを参照すること。

<https://kawasaki-todoroki-park.co.jp/news/4630/>

別紙2 想定業務スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体スケジュール				(全体的着工) 準備工事着工			解体工事着工		新築工事着工			
解体工事	再編事業者積算		積算・査定	協議・調整			解体工事					
公園基盤	再編事業者積算		積算・査定	協議・調整		協議・調整	公園基盤工事		再編事業者積算	積算・査定	協議・調整	公園基盤工事
(新)陸上競技場	再編事業者積算		積算・査定			協議・調整			新築工事			
その他施設				再編事業者積算		積算・査定	協議・調整		新築工事			

電子納品特記仕様書（委託）

（電子納品）

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「最終成果物を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領（令和2年4月版）」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

（成果品の提出）

- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部提出すること。また、電子納品対象外のものは従来どおり紙で提出すること。「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。なお、確認書類については、「要領」の「6. 納品媒体の確認方法」に従い提出すること。

（事前協議）

- 3 契約締結後速やかに、「要領」に定める事前協議を実施すること。協議に当たっては、事前協議チェックシートの受注者記入部分を記入の上、提出すること。

（ウイルス対策）

- 4 成果品の提出の際には、必ず最新のウイルス定義を適用したウイルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認すること。